

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
委員会設置規程

昭和63年 4月 1日制定
平成 6年 9月 6日一部改正
平成 9年 9月 1日一部改正
平成15年 2月26日一部改正
平成29年 2月24日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事業目的を能率的に推進し、地域社会福祉の増進を図るため、委員会の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の種類)

第2条 委員会は次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉活動調査委員会
- (2) 福祉だより広報委員会
- (3) 表彰委員会
- (4) 生活福祉資金調査委員会
- (5) 問題別委員会

(福祉活動調査委員会)

第3条 福祉活動調査委員会は、地域住民の福祉を高めていくため、ふれあいと連帯を求め、相互理解のもとに心豊かな郷土をつくり、愛のネットワークづくりの活動を推進する。

(福祉だより広報委員会)

第4条 福祉だより広報委員会は住民に対し、的確な情報・広報活動を行い住民福祉への理解を深め、参加・協力を促進するための広報活動を多面的に行う。

第5条 削除

(生活福祉資金調査委員会)

第6条 生活福祉資金調査委員会は「しあわせを高める運動」の一手段として設けられた融資制度生活福祉資金について、福岡県生活福祉資金貸付規程第14条に基づき、借入申込者に関する調査及び審査を行う。

(問題別委員会)

第7条 問題別委員会は会長の諮問に応じ、地域住民及び本会の重要な問題を調査研究し、その実践的解決を図る。

- 2 問題別委員会はその委員会の設置を必要とする問題に応じて、その問題名を委員会に冠するものとする。

(委員会の機能)

第8条 委員会は、それぞれの所管事項について調査研究を行い必要に応じて、本会会長に意見を

具申するものとする。

(委員)

第9条 各委員会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は本会の理事、監事、又は評議員より選任された者、当該事項について専門的学識経験を有する者及びその他必要に応じて、本会職員、社会福祉に関係ある団体、教育関係者並びに行政関係者等のうちから選任された者がこれにあたる。

(委員の委嘱)

第10条 各委員会の委員は理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(任期)

第11条 福祉活動調査委員の任期は3年とし、それ以外の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 問題別委員会の任期については、前項の任期満了前であっても、その設置目的が終了したときをもって、任期満了とする。

3 委員に欠員を生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第12条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 前項の役員は、委員の互選によるものとする。

(委員長等の職務)

第13条 委員長は委員会を召集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長の職務の執行を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会)

第14条 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第15条 各委員会の庶務は、本会の事務局において、これを処理する。

(記録)

第16条 各委員会は、その活動状況を記録し、会議毎に会議録を作成し保存するものとする。

(委任)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 6 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

平成 15 年 4 月 1 日現在の第2条第1項第2号から第5号までの委員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず平成 16 年 7 月 6 日までとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。